

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

宮崎県延岡市本町二丁目三番地五

医療法人社団戸島クリニク

清算人 戸島 信夫

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

宮崎県えびの市大字向江五〇六番地

医療法人黎明会

清算人 黒木富士子

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧六四六番地

医療法人真心会

清算人 名城 眞治

清算人 名城喜興子

清算人 原 俊雄

第十五期決算公告

令和八年六月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産

固定資産

合計

負債及び純資産の部

流動負債

固定負債

株主資本

資本金

利益剰余金

その他利益剰余金

（当期純利益）

合計

令和八年十月二十一日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地

株式会社国盛コーポレーション

第二十二期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

負債及び正味財産の部

正味財産の部

負債及び正味財産の部

令和八年六月三十日

兵庫県姫路市井ノ口三三二番地の五

特定非営利活動法人日本福祉活動センター

理事 筒井 弘

第一四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

負債及び正味財産の部

正味財産の部

負債及び正味財産の部

令和八年十月二十一日

佐賀県佐賀市兵庫南一丁目一〇番四号

特定非営利活動法人 若杉会

理事 荒木 剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市春光五区二条二丁目二八一

番地、最後の住所北海道旭川市春光三条七丁

目五番三二号 被相続人 亡 木村 孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年十月二十一日

事務所北海道旭川市末広四条六丁目七番八

号 弁護士法人千葉総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 櫻井 航

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市向能代字上野越一一一番地

一、最後の住所秋田県能代市落合字上金谷地

二四〇番地二 被相続人 亡 赤塚 広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年十月二十一日

秋田県能代市通町九番四八号大丸ビル一階

のしる法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩崎 康宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子四丁目二九番地、最後の

住所埼玉県川口市上青木西一丁目三番二七

五〇三三 秀和川口青木町レジデンス

被相続人 亡 島 永幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二一一一六

浦和大熊ビル六階弁護士法人田島・佐世法

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井合 翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市大字多和田五〇四番地、最

後の住所埼玉県川口市大字木野目二五二番地

一二 被相続人 亡 田中 和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年十月二十一日

埼玉県川口市元町一丁目九番一九川越元町

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 拓耶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野七四六

番地三七、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 石川 光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年十月二十一日

埼玉県越谷市弥生町一番四号越谷弥生ビル

七階ボブ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡本 毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市本町五丁目三五四番地一、

最後の住所埼玉県川口市北原台二丁目一三番

六四〇五号モア・ステージ東川口

被相続人 亡 嶋田 芳弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二一一一エ

イベックスタワー浦和中央館一〇七号室阿

部高明法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿部 高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区京町二丁目二二

番、最後の住所千葉県原市六ツ野三七五七

番地一二 被相続人 亡 内山 謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年十月二十一日

事務所千葉県中央区長洲一丁目三三番三三

IZUMIビル一〇二二号室 本千葉み

らい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下三丁目一〇番、最後の

住所東京都府中市住吉町一丁目六二番地の一

モリス中河原五〇三 被相続人 亡 石井 賢吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二

月二十二日までに請求の申出をして下さい。右期

間内にお申し出がないときは弁済から除斥し

ます。

令和八年十月二十一日

事務所東京都八王子市明神町二丁目二七番

六号文秀ビル五階 弁護士法人ひまわり

パートナーズ 八王子ひまわり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大山 晃平